

## 経営権争奪事件からみた会社法実務発展（四） 株主代表訴訟制度

『先頃、経営権争奪事件が勃発した上場会社 T は、伝染病の流行により株式総会の開催を延期した。その際に T 社の会社派（経営陣）が T 社の経営権の取得を目論み、T 社の委任状を求めているところであった上場会社 C に戦いの場を移したことから、ただちに両陣営において法律上の攻防戦が展開されるに至った。上場会社 T の経営権取得を試みて C 社が Web 会議をもって開催した董事会において、C 社の董事長は、T 社の投資案に関する議案について一方的に「董事が利益相反のゆえ回避する必要がある」ことを理由にし、T 社を代表する董事の通信を強制的に切断させた。一方、C 社の監察人は、少数株主からの告発を受けて調査を行い、その結果、「C 社の董事長が董事会の決議を経ずに、委任状請求の取り扱いを高額で委託したことによって、会社に莫大な損失を与えている」として、会社法第 214 条に基づき、裁判所に対し訴訟を提起した。』

上述の事件から出発して、本文においては、「株主代表訴訟制度」について、台湾の会社法に関連する法律規範をもとに、概略の説明を行う。

### 一、立法及び改正の経緯

「株主代表訴訟制度」は、1946 年より台湾の会社法に導入されている。当該制度を規定した条文は、当初、株主の株式保有基準を株式総数の 10% 以上とするのみで、株式の保有期間について制限を設けていなかったが、1966 年になって、株式を引き続き 1 年以上保有する必要があるという期間の制限が増補修正された。しかし、当該条文は、求められる基準が高い上、訴訟のインセンティブの不足等の要因により、ほとんど使われることなく形ばかりのものになっていた。そこで、1983 年と 2001 年に株式保有比率の基準を修正し、当該制限を 10% から順に 5% と 3% とに引き下げたが、効果はあまりなかったため、2018 年に会社法が大幅に修正された際に再びこの基準を引き下げる調整が行われた。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2018年の会社法改正を経て、現在、当該制度は同法第214条に規定されている。その第1項と第2項においては、「発行済株式総数の1%以上を6ヶ月以上引き続き保有する株主は、会社のために董事に対し訴訟を提起するよう、書面をもって監察人に請求することができる。(第1項) 監察人が前項の請求日から30日以内に訴訟を提起しなかったときは、前項の株主は、会社のために訴訟を提起することができる。……(後略)。(第2項)」と言及されていて、即ち、株式保有比率及び株式保有期間の制限が同時に引き下げられた形になっている。このほか、注意に値するのは、少数株主が提訴をするための障壁を下げるために、当該回の改正においては、さらに本条文に第3項と第4項が増補修正され、「株主が提起した訴訟について、その裁判費用がNT\$60万を超える部分は、一時的に徴収を免れる。(第3項)」、かつ「裁判所は、申立てにより、原告のために訴訟代理人として弁護士を選任することができる。(第4項)」とする規定が明定されたということである。

## 二、訴訟手続の要件

### (一) 発行済株式総数の1%以上を6ヶ月以上引き続き保有する株主である。

提訴を目的とした会社の株式の購入を避け、株主の代表訴訟濫用による会社経営や運営への妨害を防ぐために、株式保有比率の基準及び株式保有期間の制限は、1966年にはすでに会社法に設けられていたが、実務においての実用性に乏しいために、改正が行われる度に当該基準と制限は次々に引き下げられている。

### (二) 会社のために董事に対し訴訟を提起するよう書面をもって監察人に請求する(監察人が30日以内に訴訟を提起しない場合)。

この要件は、訴訟当事者の資格(即ち、当事者適格)を取得するために必要なものである。裁判所の見解<sup>1</sup>によると、「株主が監察人に対して書面請求を行わなかった場合、又は提出された書面請求が被告となる董事と具体的な基礎事実を特定していない場合は、その株主は株主代表訴訟の原告となることができないほか、原告が裁判所に対し提起した代表訴訟は、監察人に対して提出した書面請求を依拠とすべきであり、さもなければこの要件に適合しない。」と示されている。言い換えれば、発行済株式総数の1%以上を6ヶ月以上引き続き保有する要件に適合する株

<sup>1</sup> 台北地方裁判所 104 年度重訴字第 288 号民事判決、高等裁判所 105 年度重上字第 542 号民事判決の旨を参照。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

主が董事に対する訴訟提起の請求を書面で提出してから 30 日以内に、監察人が訴訟を提起しなかった場合には、当該株主は、董事に対し訴訟を提起することができるということである。

(三) 会社のために訴訟を提起することができる。

この制度は、「代表訴訟」であり、かつ会社法第 214 条第 1 項の『会社のために』董事に対し訴訟を提起するよう、書面をもって監察人に請求することができる。」という規定からも、少数株主が提起するのは「会社のため」の訴訟であることは明らかであるが、「会社の利益に適合すること」を訴訟の要件とする必要があるのかについては、会社法には更に踏み込んだ説明は見当たらない。過去に、高雄地方裁判所 101 年度訴字第 932 号民事判決において、外国の立法例に倣い、「会社に有利となる提訴」を要件とすべきことを肯定する見解が出されたが、これは司法実務上の一般的な見解ではないと思われる。

### 三、終わりに

2018 年に改正された会社法第 214 条では、少数株主の提訴の際の障壁を緩和して、当該条文の利用機会を増やすために、少数株主の提訴資格の基準が引き下げられ、かつ裁判費用が NT \$ 60 万を超えた部分の徴収を一時的に免れるなどの措置が増補修正された。その目的はインセンティブの向上にあったが、本件のような経営権争奪事件が発生するときには、基準が低すぎるゆえに反って濫訴を引き起こすのではないかと懸念が生じる。株主の権益を保障するためには、おそらく制限の基準を引き上げる必要の是非が重点ではなく、かつ経営権の争奪に関わる場合には、たとえ株式保有比率又は株式保有期間の要求を多少引き上げたとしても、それを防止することができないように思われる。

このほか、会社法第 214 条第 2 項後段の「株主が訴訟を提起したときは、裁判所は、被告の申請により、提訴した株主に相当な担保を提供するよう命じることができる。敗訴により会社が損害を受けた場合、提訴した株主は、会社に対し賠償責任を負う。」という規定、及び第 215 条第 1 項の「前条第 2 項の訴訟を提起する依拠となる事実が明らかに虚構であって、終局判決が確定したときは、この訴訟を提起した株主は、訴えられた董事に対し、この訴訟により受けた損害について、賠償責任を負う。」という規定からみれば、株主代表訴訟制度については、提訴の濫用を避けるための規範がすでに定められているようである。したがって、株式保有比率及び株式保有期間の基準を繰り返し調整し

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

でも、条文の実用性と濫訴の回避を両立させ効果的にバランスを取れないのであれば、株式保有比率及び株式保有期間の制限の調整ではなく、外国の立法例を適切に参酌したうえ、「会社の利益に適合すること」を提訴の要件とする必要があるか検討するという点に重きが置かれるべきかもしれない。



---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。